

長崎南山学園同窓会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は長崎南山学園同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の交誼を親密にし、教養を深め、母校の発展を助け進んで社会公共の為に尽くすことをもって目的とする。
- 第3条 本会の事務所を長崎南山学園内に置く。

第2章 会員

- 第4条 本会を分けて下記の2種とする。
1. 正会員
長崎南山学園、長崎東陵学園、(旧制中学、新制中学、新制高校)卒業生および母校に在学したもので役員会の推薦したもの。
 2. 特別会員
母校現教職員および旧職員
- 第5条 本会は下記の事業をなす。
1. 2年1回総会を開く。時期は役員会の決議によるものとする。総会で行なう事業は次の通り。
 - (1) 役員改選
 - (2) 規約の改正
 - (3) 予算、決算、事業報告の承認
 - (4) その他必要のある事項を決議する。
 2. 時誼により臨時総会、同期生等の大会を開く。
 3. 母校の進歩発展に協力する。
 4. 会員名簿の発行。
 5. 会員を表彰、甲慰する。
 6. その他必要と認められた事項。

第3章 役員

- 第6条 本会に下記の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 3名
 3. 監事 2名
 4. 常任理事 若干名
 5. 各回役員 (各回卒業生より2名又は3名)
 6. 地方役員 (長崎県内外の地方にて適宜な地方支部を設け若干名とする)
 7. 相談役 会のために顕著な功績があり会長が推薦し常任理事会で承認されたもの。
 8. 顧問 母校現職の校長とする。

第7条 会長、副会長、及び監事は総会に於て正会員中より選任する。常任理事は会長が会員中から委嘱し、会計は常任理事の中より会長が指名する。地方役員は各地方に於て推薦に依り会長が委嘱する。

第8条 役員任期は2カ年とし再任を妨げない。補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任の期間にする。

第9条 会長は総会を司会し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。監事は会計監査の任に当たる。会計は会計事務を司る。各回役員はその回の同窓生を代表し、会員の異動その他本会の連絡に当たる。

第4章 役員会・常任理事会

第10条 役員会は会長之を招集し、本会に関係ある諸問題を協議し事業の方針を定め役員の欠員を補充する。

第11条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって組織し通常業務を処理する。なお、緊急決定を要する重要事項については、常任理事会を開き、出席理事の過半数の同意で決定し、直総会で報告する。

第5章 支部

第12条 県内外同窓生は、同期生会、支部を組織し本会と連絡を保つものとする。

第13条 支部の規約は、支部の定むるところに委ねる。

第6章 会計

第14条 本会の会費は正会員から徴収する。

第15条 本会の経費は会費・入会金及び寄付金を以って充てる。

第16条 本会の会計年度は総会後に始まり、総会を以って終る。

第17条 特別の費用を要する時は、会員からこれを徴収する。

第7章 表彰及び甲慰

第18条 会員であって下記の各号に該当する者は表彰し記念品を贈る。記念品の価格は役員会でこれを定める。

1．会員であって特に本会の為功労のあった者。

2．特別会員で在職年数十年以上に達した者。

第19条 会員が死亡した場合は甲慰を表することが出来る。但し、その程度は役員会で定める。

第8章 附則

第20条 本会規約の変更は、同窓会総会出席者の3分の2以上の賛成があった場合これを決議する。

第21条 本会規約は昭和49年10月20日より実施する。

2．本会規約は平成8年12月6日より実施する。